

## ◎ 条例第 57 条の 2 に基づく防火対象物の二方向避難に係る指導要領

### 1 用語の定義

- (1) 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に定める居室をいう。
- (2) 居室の出入口等とは、居室から廊下、階段、規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定するバルコニー又はこれに準ずるものに通じる出入口又は避難上有効な窓等をいう。
- (3) 二方向に避難することができる経路とは、居室の出入口等から 2 以上の異なった経路（廊下、階段、規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定するバルコニー又はこれに準ずるもの）により地上に至ることができる経路をいう。

### 2 運用上の取扱い

#### (1) 指導を要しない防火対象物

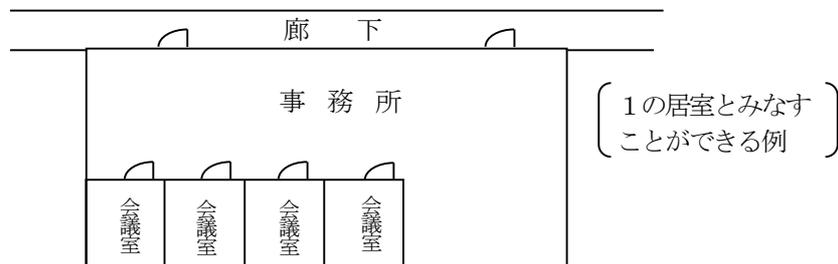
ア 2 階建の防火対象物で 2 階の床面積が 50 ㎡未満のもの（特定防火対象物及び仮設の宿舎を除く。）

イ 仮設の住宅展示場

#### (2) 居室の扱い

居室の取扱いは次によること。

ア 居室の中に小さな居室がある場合の居室は 1 の居室とみなすことができるものとする。（第 8-1 図参照）



第 8-1 図

イ 共同住宅の場合は、1 住戸を 1 の居室とみなして扱うものとする。

### 3 避難経路の確保方法

居室から二方向に避難することができる経路を確保すること。ただし、防火対象物の形態又は用途によっては居室の出入口等からとすることができることとし、避難経路の確保方法は第 8-2 図の二方向避難の例示を参考とするほか次によること。

- (1) 廊下、階段、スロープ、バルコニー（避難器具用ハッチに収納された避難器具が設置されているものも含む。）を基本とした避難経路とすること。
- (2) 上記(1)による避難経路が確保できない場合は、避難器具等による避難経路とすることができるものとする。

ア 避難器具等の選択については、階数、用途及び収容者の実態により、より適した実効性のある避難器具等とするとともに、原則として避難器具の種類に応じた取付部の開口部の大きさ、降下空間、避難空地を確保すること。

イ 地階でさるばしご等を用いる場合は、不燃材料の扉及び壁で避難上有効に区画すること。

ウ 二方向避難に係る避難器具等の避難空地は公道等に通じる有効な通路があること。ただし、公園、私道その他安全な空地に避難できる場合を除く。

エ 避難器具用ハッチに収納した金属製避難はしごの取付け位置は、一律外向きとする必要はなく、バルコニーの幅、その他の器具等の位置等により防火対象物の実態に応じて判断すればよいものとし、転落防止を理由とした外向きの指導はしないものとする。

(3) 政令別表第1(6)項イ、(6)項ロ及び(6)項ハに掲げる防火対象物は、規則第26条第5項第2号ロに規定するバルコニー又はこれに準ずる避難経路とすること。ただし、病室又は宿泊室以外の部分を除く。

#### 4 標識等

(1) 避難経路として避難器具を設けた場合は、規則第27条第1項第3号ロに定める標識を設けること。

(2) 二方向避難の経路となるバルコニー等が隣接住戸等間で仕切板等によって仕切られている場合は、当該仕切板の見やすい箇所に次の事項を必要に応じ明示すること。

ア 避難経路である旨

イ 避難の際の使用方法

ウ 隔板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨

#### 5 避難器具等の設置及び維持管理

(1) 着工届、工事計画届及び設置届は消防法令及び条例の定めるところにより届出させること。

(2) さるばしご等は工事計画届を提出させ、その安全性について審査すること。

(3) 避難器具の点検の実施及び点検結果報告書は、消防法第17条の3の3に準じて実施し、提出させること。

